

第34回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和2年7月3日(金)
午後3時00分～午後4時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)
会 長 7番 知念 一義
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第21号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第169号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第170号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第171号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第172号	農地転用事業計画変更承認申請について(4条)
議案第173号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第174号	非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長	松本 一也
農地担い手支援班長	山田 健

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第34回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
事務局より報告をお願いします。
- 事務局 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
上記のことについて、別紙のとおり兩名の合意に基づき貸借契約を解除する
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により
農号委員会へ報告します。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は1件です。
- 事務局 番号1番 具志堅506 登記現況共に、畑 面積497㎡
賃貸人:南風原町在住A氏
賃借人:本部町在住B氏
解約の理由:両者の合意があったため
添付資料説明
- 事務局 以上で説明を終わります。
- 議長 報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので次に進みます。
- 議長 議案第169号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第169号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
- 事務局 番号1番 具志堅506 登記現況共に、畑 面積497㎡

譲渡人:南風原町在住C氏
譲受人:本部町にある株式会社D
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

番号2番 具志堅531 登記現況共に、畑 面積373㎡
譲渡人:具志堅財産区
譲受人:本部町にある株式会社D
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

番号3番 備瀬862-1 登記現況共に、畑 面積2,033㎡
譲渡人:宜野湾市在住E氏
譲受人:本部町在住F氏
利用権の設定期間:5年(賃貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第169号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第169号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第170号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 野原343 登記現況共に、畑 面積593㎡
野原348 登記現況共に、畑 面積649㎡
野原349 登記現況共に、畑 面積295㎡
野原350 登記現況共に、畑 面積293㎡ 合計1,830㎡

譲渡人:本部町在住G氏
譲受人:本部町在住H氏
権利種別:所有権移転
申請事由:農地交換
添付資料説明

番号2番 野原364 登記現況共に、畑 面積264㎡
野原366 登記現況共に、畑 面積1,189㎡ 合計1,453㎡

譲渡人:本部町在住H氏
譲受人:本部町在住G氏
権利種別:所有権移転
申請事由:農地交換
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

委員 農地交換ということですが、もともとはそれぞれが使用していたということですか。

事務局 もともとはそれぞれ牧草地として使用しています。

委員 農地交換をして、畜産業を営んでいるH氏の牧草地の集約になり、経営が効率よく行われることになるため、特段問題はないと思われます。

議長 委員から意見がありました。他に何か意見、異議はありますか。
意見や異議がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第170号について、提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第170号は可決します。

次に進みます。

議長 議案第171号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第171号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の
規定による許可及び同条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 嘉津宇31-1 登記現況共に、畑 面積754㎡
嘉津宇33-1 登記現況共に、畑 面積457㎡ 合計1,211㎡
申請人:本部町
転用目的:共同住宅
転用理由:町営住宅嘉津宇団地建築の為(6戸)
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 補足説明します。農業振興地域農用地区域からの除外も済んでおり、
事前着工などもみられなかったので特に問題はないかと思います。

以上で説明を終わります。

議長 委員ありがとうございました。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第171号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第171号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第172号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第172号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 崎本部4985-3 登記 畑、現況 資材置場 面積455㎡
申請者:本部町在住I氏
転用目的:資材置場
転用理由:公共工事の資材置場が必要なため。
計画通り事業を遂行できない理由:分筆登記による当初許可面積との不一致のため
農地区分:第二種農地
添付資料説明

番号2番 谷茶261-4 登記 畑、現況 一般個人住宅 面積495㎡
申請者:東京都在住J氏
転用目的:進入路・駐車場
転用理由:隣地に建設した建物への通用口及び駐車場として使用している。
計画通り事業を遂行できない理由:建物建築をしようとした際に軟弱地盤と判明したため。
農地区分:第二種農地
添付資料説明

番号3番 谷茶259 登記 畑、現況 倉庫兼駐車場 面積361㎡
谷茶260 登記 畑、現況 倉庫兼駐車場 面積335㎡ 合計696㎡
申請者:東京都在住J氏
転用目的:その他分類不能(庭園)
転用理由:庭園として造成し、隣接の建物と一体利用し土地の有効活用をしたい。
計画通り事業を遂行できない理由:隣接する建物の設計変更があり、倉庫を建物に付属して設置したため。
農地区分:第二種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。
番号2,3番については、次の議案とも関わるため、先に番号1番のみ採決をし、次と合わせて、番号2,3番は採決していただけたらと思います。

議長

説明が終わりました。
事務局からある通り番号2,3番については、次の議案と関わるところであり、次と合わせてパトロール委員からの補足説明と採決を行いたいと思います。
先にパトロールに行った委員より番号1番の補足説明をお願いします。

委員

番号1番のみ先に補足説明をします。
前回許可時のとおり現況資材置き場として利用されていました。
分筆登記をした後の誤差が生じたことによる申請ということで、やむを得ない変更承認申請であると思います。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第172号の番号1番について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第172号番号1番は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第173号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第173号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1-1番 谷茶262 登記現況共に、畑 面積283㎡
譲渡人:中城村在住K氏
譲受人:東京都在住J氏
転用目的:その他分類不能
転用理由:庭園として造成し、蝶の繁殖や観察に役立てたい。
農地区分:第二種農地

番号1-2番 谷茶263 登記現況共に、畑 面積208㎡
譲渡人:沖縄市在住L氏
譲受人:東京都在住J氏
転用目的:その他分類不能
転用理由:庭園として造成し、蝶の繁殖や観察に役立てたい。
農地区分:第二種農地

番号3番 渡久地576-4 登記現況共に、畑 面積25㎡
譲渡人:本部町在住M氏
譲受人:本部町在住N氏
転用目的:墓
転用理由:兄から墓敷地を譲り受け自身の墓を建立する。
農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
パトロールに行った委員より前議案の番号2,3番と合せて補足説明をお願いします。

委員 補足説明します。前議案の番号2,3番と、本議案の番号1-1,1-2については
許可時との変更部分と新たに取得しようとしているところの計画はまとまっており
現況すでに使用されている部分については始末書の提出もあり、本申請は
やむを得ないものであると思います。
番号2番については、周囲に墓も多くあり、面積等も妥当であると思います。
事前着工などはみられませんでした。
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

では、議案第173号と議案第172号の番号2,3番について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第173号と議案第172号の番号2,3番は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第174号 非農地証明願について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第174号 非農地証明願について
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数2件です。

番号1番 願出人:宜野湾市在住〇氏

申請農地:瀬底741 登記、畑 面積161㎡

瀬底3319-1 登記、畑 面積271㎡

瀬底3791 登記、畑 面積621㎡ 合計1,053㎡

申請要旨:農業をしていた妻がH15年頃病気で倒れ、畑の管理が出来ず、放置していたため
雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。

所有者:宜野湾市在住P氏

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住Q氏

申請農地:瀬底2259 登記、畑 面積226㎡

申請要旨:永年間放置し耕作はされていない。隣地の2260番地を測量時に一部立木を
伐採除去したが、残地は立木が残っている。耕作を再開するのは困難である。

所有者:名護市在住R氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

委員 番号1番は、瀬底741は小学校近くの農地であり、接道はしていません。
また周囲はさとうきび畑に囲まれているため、この部分のみ非農地判断すると
周囲の営農に影響が出る可能性があり、農地としての利用が適当であると思います。
瀬底3319-1、3791については、雑木などは確認できませんでした。農地としての利用
は困難ではないと思います。
番号2番は、現況雑木が確認されたのは土地の一部分のみで、農地として利用することは
困難ではないと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。
他に何か質問はありませんか。

委員 資料中の写真やパトロールに行った委員からも説明のあったように
番号1番2番それぞれ現況農地としての判断が適当であるとおもいます。

議長 委員の意見をまとめると、2件の申請は否決判断するのが適当とのこと
ですが、他に何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第174号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第174号は否決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 16時30分

議事録署名員

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義